

板橋区成年後見制度利用低所得者の申立に係る費用助成要綱

(令和7年3月14日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、申立費用を負担することが困難である者に対し、板橋区が行う助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第6条に規定する申請時点において、第2項から第5項までに定める要件にともにあてはまる者とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項の規定により家庭裁判所に成年後見開始等の審判申立て（以下、「審判申立て」という。）を行った者であつて、申立費用を負担したもの（以下、「申立人」という。）。なお、審判の対象者（以下「本人」という。）が申立人である者を含む。
- (2) 家庭裁判所の後見開始等の審判（以下「後見開始等審判」という。）により本人負担とされた申立費用を負担した本人。ただし、申立人が市区町村長である者を除く。

2 住所要件

本人が次のいずれかの要件に該当する者であること

- (1) 板橋区の住民票に記載されている者。ただし、板橋区内の施設等への入所・入居等に伴い板橋区に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付の実施機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による給付の決定機関のいずれかが板橋区以外の区市町村又は板橋区長以外の区市町村長となっている者を除く。
- (2) 板橋区の住民票に記載されていない者のうち、板橋区外の施設等への入所・入居等に伴う板橋区からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等支援法による支援給付の実施機関及び障害者総合支援法による給付の決定機関のいずれかが板橋区又は板橋区長となっている者

3 経済的要件

本人及び第6条の規定による申請を行う助成の対象者（以下、「申請者」という。）が次のいずれかの要件に該当する者であること

- (1) 後見開始等審判が行われた日において、生活保護法による保護を受けている者又

は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者

(2) 後見開始等審判が行われた日において賦課決定している最新の年度の住民税が世帯員全員非課税であり、かつ預貯金の額が130万円以内であり、かつ資金化して申立費用にあてることができる本人及び申請者の適当な資産がない者

4 審判申立てにより成年後見等が開始され、民法725条に規定する親族が後見人等に選任されていないこと

5 本事業以外の助成制度を利用していないこと

(本人が死亡した場合の補助要件の特例)

第3条 前条第2項及び第4項について、申請者が第6条の規定による申請を行う前に本人が死亡した場合は、本人死亡時点において本人が要件にあてはまっていなければならない。

(助成対象費用)

第4条 助成対象費用は、審判申立てに要する費用のうち、次に掲げるものとする。ただし、申請者が第2条第1項第2号に該当する者である場合は、家庭裁判所の後見開始等審判書により本人負担とされた申立費用のうち、本人が負担した費用とする。

(1) 申立手数料

(2) 登記手数料

(3) 送達・送付費用（家庭裁判所が手続に必要としたもの）

(4) 鑑定費用

(5) 家庭裁判所に提出する書類に係る費用で次に掲げるもの

ア 診断書作成費用

イ 本人及び後見人等候補者の住民票又は戸籍附票の発行手数料

ウ 本人の戸籍の証明書の発行手数料

エ 後見人等の登記がされていないことの証明書の発行手数料

オ 不動産の全部事項証明書の発行手数料

2 前項の規定にかかわらず、申請者が本人以外の申立人であって、家庭裁判所の後見開始等審判書により本人負担とされた費用について本人に求償を行っている場合又は本人に求償した費用の支払いを受けている場合は、その費用を助成対象外とする。

3 当事業によりすでに補助が行われた費用については対象外とする。

(助成額)

第5条 助成額は前条に規定する助成対象費用の実費（前条第1項第5号については同号アからオに掲げる費用の実費を合計した額）とし、上限を次に掲げる額とする。ただし、後見開始等審判後に家庭裁判所から返還された金額がある場合は、家庭裁判所に予納した金額から返還額を除いた額とする。

(1) 前条第1項第1号から第4号までについては、家庭裁判所が申立手続費用として定める額を上限とする。

(2) 前条第1項第5号については、合計額の20,000円を上限とする。

(助成の申請)

第6条 申請者は、成年後見制度申立費用助成申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 本人の住民票
- (2) 本人及び申請者が非課税世帯であることの証明書、又は生活保護若しくは中国残留邦人等支援法による支援給付を受給中であることが確認できる書類
- (3) 本人及び申請者の預貯金の残高が確認できる書類
- (4) 家庭裁判所に提出した本人の財産目録の写し
- (5) 後見開始等審判書の写し
- (6) 後見・保佐・補助に関する登記事項証明書の写し
- (7) 助成申請する費用の領収書
- (8) 助成申請する費用について家庭裁判所に提出した書類及び受領した書類の写し
- (9) 家庭裁判所の後見開始等審判書により本人負担とされた費用を本人が申立人に支払ったことがわかる書類（助成の対象者が第2条第1項第2号に該当する場合）
- (10) 申請者の本人確認ができる公的証明書
- (11) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成の申請は、後見開始等審判の確定した日の翌日から起算して180日以内に行わなければならない。ただし、真にやむを得ない理由があると区長が認める場合はこの限りではない。

(助成の決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見制度申立費用助成決定通知書（別記第2号様式）又は成年後見制度申立費用助成不交付決定通知書（別記第3号様式）により、決定内容を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による申立費用助成決定があったときは、申請者は、成年後見制度申立費用助成金請求書（別記第4号様式）により区長に助成金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、区長は、その者に対して助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成金を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか必要な事項は、健康生きがい部長及び福祉部長が協議

の上別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

申請日 年 月 日

成年後見制度申立費用助成申請書

（あて先） 板橋区長

板橋区成年後見制度利用低所得者の申立に係る費用助成要綱に基づき、次のとおり助成を申請します。

1. 助成対象者（申請者）

ふりがな			本人（成年被後見人等）との関係
氏名			☐ 申立人（本人以外） ☐ 本人
住所		生年月日	
電話番号 （日中の連絡先）			
※成年後見人等氏名・連絡先（本人申請のみ）	成年後見人等氏名	電話番号	

2. 対象となる申立

本人 （成年被後見人等）	ふりがな		生年月日
	氏名	☐ 1. 助成対象者（申請者）と同じ	☐ 1. 助成対象者（申請者）と同じ
	住所 （住民票上の住所）	☐ 1. 助成対象者（申請者）と同じ	
	居所（住所と異なる場合に記入）		
	後見人等の職種	☐ 専門職（ ） ☐ 社会貢献型後見人（市民後見人）	
申立人	ふりがな		
	氏名	☐ 1. 助成対象者（申請者）と同じ	
	住所 （住民票上の住所）	☐ 1. 助成対象者（申請者）と同じ	

3. 申請金額

申請金額		円
内訳	(1) 申立手数料	円
	(2) 登記手数料	円
	(3) 送達・送付費用（未使用返還分を除く）	円
	(4) 鑑定費用	円
	(5) 診断書作成・証明書発行手数料 【合計で上限20,000円】	円

4. 申請理由

①本人の経済的要件（必須項目）

- ☐ ①後見開始等審判日において生活保護法による保護を受けている者、または中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者
- ☐ ②後見開始等審判日において賦課決定している最新年度の住民税が世帯員全員非課税であり、かつ預貯金が130万円以内であり、かつ資金化して申立費用にあてることができる本人の適当な資産がない者

②申請者の経済的要件（申請者が本人以外である場合のみ）

- ☐ ①後見開始等審判日において生活保護法による保護を受けている者、または中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者
- ☐ ②後見開始等審判日において賦課決定している最新年度の住民税が世帯員全員非課税であり、かつ預貯金が130万円以内であり、かつ資金化して申立費用にあてることができる申請者の適当な資産がない者

☐ その他区長が特に認める者（特に認めてほしい事情を以下に記入願います）

5. 助成制度の利用の有無

助成申請をするにあたり、板橋区以外の区市町村等からの助成金、その他の申立費用に相当する給付はありません。

年 月 日

申請者氏名

6. 本人負担とされた費用の求償の有無

※申請者が本人の場合は記入不要です

家庭裁判所の審判により本人負担とすることとされた申立費用について、本人に対する求償を行わず、申立人（申請者）が負担します。

年 月 日

申立人（申請者）氏名

年 月 日

本人氏名

※申立人・本人両方の方のご署名が必要です

7. 個人情報の確認に関する同意

※区が保有する情報については、以下の同意があれば書類の提出を省略できます

本人の住所要件と経済的要件を審査するにあたり、区が保有する以下の個人情報を、区職員が区の電算端末によって確認することに同意します。

- ・ 本人の住所、氏名、生年月日、転入元、転出先、転出入年月日、国民健康保険・介護保険の資格情報、生活保護受給情報、中国残留邦人等支援法の支援給付受給情報、障害者総合支援法の給付決定情報
- ・ 世帯員全員の所得・住民税課税情報

年 月 日

本人氏名

※申請者が本人の場合は記入不要です

申立人（申請者）の経済的要件を審査するにあたり、区が保有する以下の個人情報を、区職員が区の電算端末によって確認することに同意します。

- ・ 申立人（申請者）の生活保護受給情報、中国残留邦人等支援法の支援給付受給情報
- ・ 世帯員全員の所得・住民税課税情報

年 月 日

申立人（申請者）氏名

事 案 番 号
決 定 日

成年後見制度申立費用助成決定通知書

あて先 （助成対象者）

住 所

氏 名

様

板橋区長

年 月 日付で申請のありました成年後見制度申立費用の助成について、次のとおり決定したので通知します。

助成対象者	氏 名		
	住 所		
本人氏名 (成年被後見人等)			
申立人氏名			
審判申立事件番号			
助成金交付決定額			円
内 訳	(1) 申立手数料		円
	(2) 登記手数料		円
	(3) 送達・送付費用（未使用返還分を除く）		円
	(4) 鑑定費用		円
	(5) 診断書作成・証明書発行手数料 【合計で上限20,000円】		円

事 案 番 号
決 定 日

成年後見制度申立費用助成不交付決定通知書

あて先 （申請者）

住 所

氏 名 様

板橋区長

年 月 日付で申請のありました成年後見制度申立費用助成については、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容

決 定 の 内 容	助 成 不 交 付
理 由	

請求日	年 月 日
-----	-------

成年後見制度申立費用助成金請求書

（あて先） 板橋区長

成年後見制度申立費用助成金を次のとおり請求します。

助成対象者	氏 名		
	住 所		
助 成 金 請 求 額		円	
請 求 事 案 の 特 定	申立費用助成決定通知書の「文書番号」		申立費用助成決定通知書の「決定日」

支払金口座振替依頼書

私が請求した成年後見制度申立費用助成金については、下記の口座に振り込み願います。

助成対象者 氏名				
助成金の振込先	金融機関名		支 店 名	
	口 座 種 別	普通 当座	口 座 番 号	
	フリガナ			
	口 座 名 義			